介護テクノロジー定着支援事業

	①介護テクノロジー等導入支援	②介護テクノロジーのパッケージ型導入支援
対象法人	介護保険法に基づくサービスを提供する県内のサービス事業所（訪問介護事業所・居宅介護支援事業所含む） 老人福祉法に基づく県内の養護老人ホーム及び軽費老人ホーム	
対象	「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当する介護テクノロジーその他の機器の導入	「介護業務支援」（介護ソフト等）に該当するテクノロジーと、そのテクノロジーと連動して効果が高まるテクノロジーの導入
補助率	３／４	３／４
補助上限額	移乗支援・入浴支援・重点分野に該当しない機器 ：100万円／1機器 介護ソフト：100～250万円（職員数に応じて）※ 上記以外の重点分野に該当するテクノロジー：30万円／1機器 ※R7中に5事業所以上とケアプランデータ連携する場合5万円加算	１事業所あたり1,000万円
主な補助要件	・業務計画書の作成・報告 ・県総合相談センター又は国が実施する研修（※）の受講 ※【県】介護現場における生産性向上の取組み普及セミナー（7/17開催） 【国】生産性向上ビギナーセミナー / 生産性向上フォローアップセミナー ・施設系サービス：利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置 ・居宅介護支援・居宅サービス：Ｒ７中にケアプランデータ連携システムの利用開始 ・業務改善に係る効果の報告（補助年度の翌年から３年間）	